

客引き行為等防止指導・啓発業務委託
プロポーザル審査委員会設置要綱

第1 設置

客引き行為等防止指導・啓発業務委託を実施するにあたり、その委託契約の相手方を選定するためのプロポーザル方式による候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、四日市市客引き行為等防止指導・啓発業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 実施要領の確認に関する事。
- (2) 事業者選定に関する事。
- (3) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関する事。
- (4) その他必要な事項。

第3 組織

委員会の委員は、別表に掲げる者とする。

- 2 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

第4 委員長の職務等

委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

第5 会議

委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の定数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

第6 意見の聴取

委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

第7 庶務

委員会の庶務は、市民生活部市民協働安全課において処理する。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

委員会構成委員（案）

	所属	役職等
委員長	市民生活部市民協働安全課	課長又は課長の指名する職員
委員	都市整備部道路管理課	課長又は課長の指名する職員
委員	商工農水部商業労政課	課長又は課長の指名する職員
委員	諏訪地区・西新地地区防犯協議会	会長又は会長の指名する会員
委員	四日市市地域防犯協議会	会長又は会長の指名する会員